

投資情報

中国資本市場の概要②

～中国創業ボード～

シリーズ 2 回目の今回は、先月号の「中国資本市場の概要①」においてその位置づけ及び特徴をご紹介した、創業ボード(“二板”とも言います。)について解説します。

中国では、科学技術及び産業の高度化を促進する目的で、2009 年にシンセン証券取引所に創業ボードが設立されました。創業ボードはメインボード(“主板”とも言います。)とは異なり、新興の成長企業をターゲットとして設立された市場です。そのため、上場基準がメインボードに比べ比較的緩やかですが、情報開示に対する監督はメインボード同様に厳格に行われている点が特徴として挙げられます。また、成長性及び市場リスクがどちらもメインボードより高い市場として認知されています。創業ボードは、中国版ナスダック(NASDAQ)と言われ、2009 年 10 月 30 日に第一陣である 28 社が上場して以来、新規上場企業数は年々増加し、市場規模は着実に拡大しています。予測によれば、今後、毎年 100 社以上のペースで新規上場が見込まれています。

1. 概要

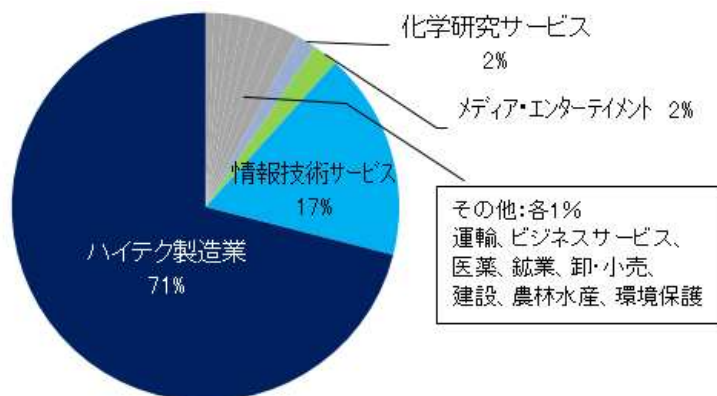
2015 年 4 月 3 日現在の創業ボードに関する統計数値は以下の通りです。

創業ボードにおける各企業(以下、“上場企業”と表記)の成長は速く、これが高い企業価値評価につながっており、メインボードを大きく上回る評価がなされています。

項目	具体値
a. 上場企業数	429 社
b. 発行済株式数	約 1,130 億株
c. 上場企業株式時価総額	約 4 兆人民元(約 80 億円)
d. 上場企業平均株式時価総額 (c/a)	約 93 億人民元(約 1,865 億円)
e. 当日取引高	約 1,256 億人民元(約 2.5 兆円)
f. 売買回転率 (e/c)	3.2%
g. 平均株価収益率(PER)	約 94 倍

(出所:シンセン証券取引所ホームページ) 市場動向及び統計範囲の影響を受けますので、参考情報としてご覧ください。

2. 上場企業数の構成



左表の通り、創業ボードに上場する企業の業種トップ3は、ハイテク製造業、情報技術サービス、メディア・エンターテインメントとなっており、全体の90%以上を占めています。金融、鉱業及び伝統的な製造業を中心とするメインボードの業種構成とは大きく異なります。

3. 上場基準

項目	上場基準
主体資格	法により設立され、事業継続年数が3年以上であること。(株主構成に関する制限はない)。
利益の額	以下のいずれかの条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 最近2年間、連続で利益を計上し純利益の累計額が1,000万人民元以上かつ継続的に増加している。 最近1年間、純利益が500万人民元以上、営業収入が5,000万人民元以上かつ最近2年間の営業収入増加率が共に30%以上である。
純資産の額	直近期末の純資産が2,000万人民元以上であること。
株主資本の額	公開時、3,000万人民元以上となる見込みであること。
成長性及びイノベーション能力	高い成長性、一定のイノベーション能力を有し、技術・制度・管理の革新等の領域において強い競争力を有すること。特に以下の企業(“両高五新企業“)が優先される。 <ul style="list-style-type: none"> 高科学技術(ハイテク):企業が自らの知的財産を有すること。 高成長:国家・業界における成長を上回る成長力を有すること。 新経済:主な業務が①インターネットと伝統的なビジネスの結合 ②モバイル通信 ③バイオ医薬等 であること。 新サービス:新しい経営モデルを有すること(金融・物流・不動産の仲介等)。 新エネルギー:再生可能エネルギーの開発利用、資源の総合利用等に従事していること。 新材料:資源の利用効率向上・資源節約に資する材料の製造に従事していること。 新農業:農業の産業化業務に従事し、農家の就業・収入改善に貢献できること。
主要業務と資金使途	突出する使用業務を有していること。上場により調達した資金の用途は、本業の発展に限定される。

項目	上場基準
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近 2 年間、主な業務及び董事、高級管理人員の全てにおいて重大な変化がないこと。 ● 実質上の支配者に変化がないこと。 ● 資産の完備、業務及び人員・財務・機構の独立、業務体系が整備されており市場における独立した経営能力を有すること。 ● 支配株主、実質上の支配者及びその支配するその他の企業との間に同業競争、企業の独立性に重大な影響を及ぼす、または明らかに公平性を損なう関連者間取引が存在しないこと。
流通株式比率	公開流通株式の比率が 25%以上であること。株主資本総額が 4 億人民元を超える場合は 10%以上であること。
上場審査	中国証券管理監督委員会創業ボード上場審査委員会が審査を行う。そのメンバーは、中国証券管理監督委員会の専門職員に加え、証券会社の専門家・会計士・弁護士等により構成される。

4. まとめ

創業ボードでは、上場企業の株主構成に関する制限を設けていませんので、外商投資企業が上場する際に外資であることが障害となることはありません。現時点において上場している外商投資企業の多くは、香港や台湾系の企業ですが、今後中国市場において事業拡大を指向する日系企業にとっても、新しい資金調達及び運用の選択肢となる可能性を有しています。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited